



鳥取県公報

平成17年11月7日(月)
号外第182号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県立農村総合研修所管理規則を廃止する規則 (108) (団体指導課)	2
	鳥取県立とっとり出合いの森管理規則を廃止する規則 (109) (林政課)	2
訓 令	現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を 改正する訓令 (11) (福利厚生室).....	2
公安規則	交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正 する規則 (10) (地域課).....	3

———公布された規則のあらまし———

鳥取県立農村総合研修所管理規則の廃止について

1 規則の廃止理由

- (1) 鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例 (以下「条例」という。)の一部が改正され、平成18年4月1日から、農村総合研修所に指定管理者制度が導入される。
- (2) これまで、鳥取県立農村総合研修所管理規則 (以下「規則」という。)で規定されていた農村総合研修所の開所時間、休所日等については、条例の一部改正に伴い、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めることとなった。
- (3) (2)のほか、指定管理者制度が導入される施設について規則で特に定める事項がないことから、規則を廃止する。

2 規則の廃止期日

平成18年3月31日限りで廃止

鳥取県立とっとり出合いの森管理規則の廃止について

1 規則の廃止理由

- (1) 鳥取県立とっとり出合いの森の設置及び管理に関する条例 (以下「条例」という。)の一部が改正され、平成18年4月1日から、とっとり出合いの森に指定管理者制度が導入される。
- (2) これまで、鳥取県立とっとり出合いの森管理規則 (以下「規則」という。)で規定されていたとっとり出合いの森の利用時間、休園日等については、条例の一部改正に伴い、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めることとなった。
- (3) (2)のほか、指定管理者制度が導入される施設について規則で特に定める事項がないことから、規則を廃止する。

2 規則の廃止期日

平成18年3月31日限りで廃止

規 則

鳥取県立農村総合研修所管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成17年11月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第108号

鳥取県立農村総合研修所管理規則を廃止する規則

鳥取県立農村総合研修所管理規則（昭和59年鳥取県規則第59号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

鳥取県立とっとり出会いの森管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成17年11月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第109号

鳥取県立とっとり出会いの森管理規則を廃止する規則

鳥取県立とっとり出会いの森管理規則（平成11年鳥取県規則第7号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第11号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年11月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和43年鳥取県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）を当

該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。）を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後					改 正 前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
被服の交付を受ける職員	品 目	員数	使用期間（月）	形 状	被服の交付を受ける職員	品 目	員数	使用期間（月）	形 状
略					略				
西部総合事務所	1 県民局の職員のうち常時現地で業務に従事する職員（大山自然歴史館の業務に従事する職員を除く。）	略			西部総合事務所	1 県民局の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	略		
	2 県民局の職員のうち常時現地で大山自然歴史館の業務に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（ズボン） ポロシャツ キャラバンシューズ 防寒服 防寒ズボン 防寒用長靴	2 2 2 1 1 1 1	60 60 24 36 36 36 36	図1のうち上衣のとおり 図1のうちズボンのとおり				
	3 略					2 略			
	4 略					3 略			
	5 略					4 略			
	6 略					5 略			
	7 略					6 略			
	8 略					7 略			
	9 略					8 略			
略					略				

附 則

この訓令は、平成17年11月7日から施行する。

公安委員会規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月7日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

鳥取県公安委員会規則第10号

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和38年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係） 交番及び駐在所の名称、位置及び所管区表				別表第1（第2条関係） 交番及び駐在所の名称、位置及び所管区表			
警察署	名 称	位 置	所 管 区	警察署	名 称	位 置	所 管 区
略				略			
鳥取県	略			鳥取県	略		
浜村警察署	青谷駐在所	鳥取市青谷町青谷	鳥取市のうち青谷町鳴瀧、青谷町北河原、青谷町山田、 <u>青谷町亀尻、青谷町栄町、青谷町絹見、青谷町吉川、青谷町青谷、青谷町井手及び青谷町長和瀬</u>	浜村警察署	青谷駐在所	鳥取市青谷町青谷	鳥取市のうち青谷町鳴瀧、青谷町北河原、青谷町山田、 <u>青谷町亀尻、青谷町絹見、青谷町吉川、青谷町青谷、青谷町井手及び青谷町長和瀬</u>
略				略			
略				略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。